

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.040

処 分 名	建築協定の変更の認可
処 分 の 概 要	建築協定の変更も一種の新たな協定の制定とみられるので、協定を変更する場合は、最初に制定する場合と同様に全員の合意を必要とし、特定行政庁の認可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 74 条第 1 項
審 査 基 準	法令又は条例等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため示すことはできません。
標準処理期間	60日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先（関連）： http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenchiku/machi/sumai/kenchikukyoutei.html

■建築基準法

(建築協定の変更)

第七十四条 建築協定区域内における土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）は、前条第一項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

2 前四条の規定は、前項の認可の手續に準用する。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋